

各 位

新日本法規出版株式会社

『農地六法 令和元年版』 他のご案内について

監修 農林水産省経営局農地政策課

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、弊社出版物につきましては格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

弊社では、標記新刊図書を発刊いたしますのでご案内申し上げます。

ご希望の向きは、下記FAX申込書にて弊社までお申込みください。

謹言

本年度版は、平成30年版発行後に公布された法令・通知〔新規登載10件、一部改正60余件〕を織り込み、内容の更新を図った最新版です。

FAX専用申込書 092-724-2312

書籍名	価格(税込)	送料	部数
(1129) 単行本 8月下旬発刊予定 農地六法 令和元年版	7,236 円	560 円	部
(5100072) 単行本 新刊書 ケース別 農地をめぐる申請手続のチェックポイント —権利取得・転用・税制等—	4,104 円	450 円	部

※2書籍または2部以上お申込みの場合、送料は弊社負担といたします。

※代金は、ご注文品に同封の請求書により、郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび、料金収納端末設置店にてお支払いください。

◆上記のとおり代金後払いにて申し込みます。

年 月 日

ご住所 〒 _____

お名前 _____ (印)

ご担当 _____

TEL (_____) _____ FAX (_____) _____

※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

※お申込みいただいたお客様のお名前、ご住所などの情報は、書籍・商品のお届けやダイレクトメールなど弊社の営業活動に限って使用させていただいております。

公用請求条件

見積書 _____ 通
 納品書 _____ 通
 請求書 _____ 通
 日付 要・不要 _____

(発行所) 新日本法規出版(株)福岡支社
 〒810-8663 福岡市中央区大手門3-3-13
 TEL 092-771-0866
 担当 山田克紀

(弊社事務処理欄)

支社	社員コード	担当者	納本	請求	入金	納区	案内	記号	請区	請時
80	990135	山田								

80-27001-91A

別 紙

「農地六法 令和元年版」の主な改正内容

〈新しく登載された法令等〉

- 「農地法第 43 条及び第 44 条の運用について」の制定について
- 「施設園芸用地等の取扱いについて（回答）」の運用の明確化について
- 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて
- 農地転用許可を伴う建築条件付売買予定地等に係る転用事実の証明の取扱いについて
- 都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令
- 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律の運用について」の制定について
- 森林経営管理法

など 10 件

〈一部改正された法令等〉

- 農地法
- 農地法関係事務に係る処理基準について
- 「農地法の運用について」の制定について
- 農地法関係事務処理要領の制定について
- 都市計画運用指針の改訂について
- 農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱いについて
- 農業経営基盤強化促進法
- 農地中間管理事業の推進に関する法律
- 農業振興地域の整備に関する法律
- 農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について
- 農業協同組合法

など 60 余件

令和元年版

農地六法

監修

農林水産省経営局農地政策課

「農地法関連政省令・通知」を完全収録！

最新の
内容で発行！

ぜひこの機会に
お求めください。



農地行政の実務はこの一書で！

今年版の特色

農地の集積・集約化を進めるために行われた「農地法」、「農業経営基盤強化促進法」、「農地中間管理事業の推進に関する法律」等の改正（令和元年5月公布）などを反映させたほか、新たに10件の法令・通知を収録しました！

A5判・ケース付・総頁3,388頁
本体価格6,700円＋税 送料実費

0120-089-339 受付時間 8:30～17:00
(土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

*本書の本文紙は、古紙配合率70%、白色度61%程度(グリーン購入法適応)を使用しております。

掲載内容

第一章の一部細目次を掲載し、その他は省略してあります。

第一章 農地法関係

〔法令〕

●農地法

○農地法施行令

○農地法施行規則

○農地法による不動産登記に関する政令

〔通知〕

●共通事項

○農地法関係事務に係る処理基準について

○「農地法の運用について」の制定について

○農地法関係事務処理要領の制定について

○農地法の施行について

○農地法の一部改正について

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

○農地法の一部改正に伴う登記申請の取扱いについて

〔四〕 農地転用関係

事務処理要領等

○農地法の一部を改正する法律の施行について

○農地法関係事務処理の迅速化及び適正化等について

○農地転用及び農業振興地域制度に係る相談・苦情処理窓口の設置について

○市町村条例に基づく農地の保全及び効率的な利用を確保する取組みを促進するための農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令及び農地法施行規則の一部を改正する省令の施行について

○違反転用への迅速な対応について

○農地転用許可事務の適正化及び違反転用の是正等に係る取組の強化について

○違反転用の是正に係る取組の強化等について

○農地について所有権に係る移転請求権保全の仮登記及び条件付権利(又は期限付権利)の仮登記の申請があった場合の取扱いについて

○建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて

○農地転用許可を伴う建築条件付売買予定地等に係る転用事実の証明の取扱いについて

○都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令

○「都市農地の貸借の円滑化に関する法律の運用について」の制定について

○森林経営管理法

○農地法

○農地法関係事務に係る処理基準について

○「農地法の運用について」の制定について

○農地法関係事務処理要領の制定について

○都市計画運用指針の改訂について

○農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱いについて

○農業経営基盤強化促進法

○農地中間管理事業の推進に関する法律

○農業振興地域の整備に関する法律

○農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について

○農業協同組合法

○農地法

○農地法関係事務に係る処理基準について

○「農地法の運用について」の制定について

○農地法関係事務処理要領の制定について

○都市計画運用指針の改訂について

○農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱いについて

○農業経営基盤強化促進法

○農地中間管理事業の推進に関する法律

○農業振興地域の整備に関する法律

○農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について

○農業協同組合法

○農地法

○農地法関係事務に係る処理基準について

○「農地法の運用について」の制定について

○農地法関係事務処理要領の制定について

○都市計画運用指針の改訂について

○農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱いについて

など10件

令和元年版の主な改正内容

〈新しく登載された法令等〉

- 「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について
- 「施設園芸用地等の取扱いについて(回答)」の運用の明確化について
- 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて
- 農地転用許可を伴う建築条件付売買予定地等に係る転用事実の証明の取扱いについて
- 都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令
- 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律の運用について」の制定について
- 森林経営管理法

〈一部改正された法令等〉

- 農地法
- 農地法関係事務に係る処理基準について
- 「農地法の運用について」の制定について
- 農地法関係事務処理要領の制定について
- 都市計画運用指針の改訂について
- 農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱いについて
- 農業経営基盤強化促進法
- 農地中間管理事業の推進に関する法律
- 農業振興地域の整備に関する法律
- 農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について
- 農業協同組合法

など60余件

内容見本 (A6判縮小)

第一章 農地法関係	目次
○農地法	第一章 総則(第一条―第二条の二)
	第二章 権利移動及び転用の制限等(第三条―第十五条)
	第三章 利用関係の調整等(第十六条―第二十一条)
	第四章 遊休農地に関する措置(第三十条―第三十二条)
	第五章 雑則(第四十三条―第六十三条の二)
	第六章 罰則(第六十四条―第六十九条)
	第七章 附則
	第八章 雑則
	第九章 雑則
	第十章 雑則
	第十一章 雑則
	第十二章 雑則
	第十三章 雑則
	第十四章 雑則
	第十五章 雑則
	第十六章 雑則
	第十七章 雑則
	第十八章 雑則
	第十九章 雑則
	第二十章 雑則
	第二十一章 雑則
	第二十二章 雑則
	第二十三章 雑則
	第二十四章 雑則
	第二十五章 雑則
	第二十六章 雑則
	第二十七章 雑則
	第二十八章 雑則
	第二十九章 雑則
	第三十章 雑則
	第三十一章 雑則
	第三十二章 雑則
	第三十三章 雑則
	第三十四章 雑則
	第三十五章 雑則
	第三十六章 雑則
	第三十七章 雑則
	第三十八章 雑則
	第三十九章 雑則
	第四十章 雑則
	第四十一章 雑則
	第四十二章 雑則
	第四十三章 雑則
	第四十四章 雑則
	第四十五章 雑則
	第四十六章 雑則
	第四十七章 雑則
	第四十八章 雑則
	第四十九章 雑則
	第五十章 雑則
	第五十一章 雑則
	第五十二章 雑則
	第五十三章 雑則
	第五十四章 雑則
	第五十五章 雑則
	第五十六章 雑則
	第五十七章 雑則
	第五十八章 雑則
	第五十九章 雑則
	第六十章 雑則
	第六十一章 雑則
	第六十二章 雑則
	第六十三章 雑則
	第六十四章 雑則
	第六十五章 雑則
	第六十六章 雑則
	第六十七章 雑則
	第六十八章 雑則
	第六十九章 雑則
	第七十章 雑則
	第七十一章 雑則
	第七十二章 雑則
	第七十三章 雑則
	第七十四章 雑則
	第七十五章 雑則
	第七十六章 雑則
	第七十七章 雑則
	第七十八章 雑則
	第七十九章 雑則
	第八十章 雑則
	第八十一章 雑則
	第八十二章 雑則
	第八十三章 雑則
	第八十四章 雑則
	第八十五章 雑則
	第八十六章 雑則
	第八十七章 雑則
	第八十八章 雑則
	第八十九章 雑則
	第九十章 雑則
	第九十一章 雑則
	第九十二章 雑則
	第九十三章 雑則
	第九十四章 雑則
	第九十五章 雑則
	第九十六章 雑則
	第九十七章 雑則
	第九十八章 雑則
	第九十九章 雑則
	第一百章 雑則

掲載内容

第1章 農地の権利取得と移転

- Case1 農地に付された仮登記に基づき所有権本登記を得たい
- Case2 農地法3条の許可を得て農地の所有権を取得したい
- Case3 農地法3条の許可を得て農地を借りたい
- Case4 賃借権のある農地を取得したい
- Case5 農地の特定遺贈を受けるために農地法の手続をしたい
- Case6 農地に区分地上権を設定したい
- Case7 農地に地役権を設定したい
- Case8 競売に入札をし農地の所有権を取得し耕作地を増やしたい
- Case9 農地を信託したい
- Case10 農地所有者が認知症になってしまったが農地を売買したい。(成年後見)

第2章 法人

- Case11 農地所有適格法人を設立し、農地の所有権を取得したい
- Case12 農地所有適格法人以外の法人形態で農地を借りたい
- Case13 法人の欠かせない事業の用に供するため農地の権利を取得したい

第3章 賃貸借の解約

- Case14 賃貸借している農地の返還を受けるために農地法18条の許可申請をしたい
- Case15 農地法18条6項による賃貸借の合意解約の通知をしたい

第4章 農地転用

- Case16 市街化区域の農地を転用し住宅用地として売却するために農地法5条の届出をしたい
- Case17 農地転用の許可を得て自己所有の農地に自家用駐車場を設置したい
- Case18 農地転用の許可を得て市街化調整区域の農地に後継者の住宅を建設したい
- Case19 農地に携帯電話の電波塔を設置する手続をしたい
- Case20 第一種農地に営農型の太陽光発電設備を設置したい
- Case21 農地転用に当たらない農作物栽培高度化施設を借り受けたい農地に設置したい
- Case22 競売に入札をし市街化区域の農地を転用目的で取得したい

第5章 市民農園

- Case23 市が開設する市民農園の用地として畑を貸したい
- Case24 自己所有する農地で自ら市民農園を開設したい
- Case25 自己所有の農地をNPO法人が開設する市民農園の用地として貸したい
- Case26 自己所有の生産緑地をNPO法人が開設する市民農園の用地として貸したい

第6章 地目変更

- Case27 現況が宅地で登記地目が畑の土地の登記地目を変更したい
- Case28 登記地積と実測面積に乖離があるので登記地積を更正したい

第7章 生産緑地

- Case29 主たる従事者の死亡により生産緑地の行為制限を解除したい
- Case30 特定生産緑地の指定を受けたい
- Case31 生産緑地を貸したい

第8章 贈与税

- Case32 後継者に所有する全ての畑を贈与し、農地等贈与税納税猶予特例の適用を受けたい
- Case33 後継者に所有する全ての畑を贈与し、申告により相続時精算課税制度の適用を受けたい
- Case34 贈与税納税猶予制度適用農地を特定貸付けたい

第9章 相続税

- Case35 相続を受け、相続税の申告をしたい
- Case36 相続税納税猶予制度適用農地の買換えの特例を適用を受けたい
- Case37 相続税納税猶予制度適用農地を貸したい
- Case38 都市農地貸借円滑化法又は特定農地貸付法の用に供される生産緑地について相続税納税猶予制度の適用を受けたい
- Case39 相続放棄をしたい
- Case40 相続税の申告をしたい

第10章 所得税

- Case41 新規就農したので就業時の税務上の諸手続を知りたい
- Case42 農業経営で赤字になったので損失申告したい

第11章 その他

- Case43 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画で農地の所有権の移転をしたが、税制の控除を受けたい
- Case44 一人の権利者が耕作している相続未登記の農地を第三者の農業者に貸したい
- Case45 農地の紛争を解決するため、農事調停を利用したい
- Case46 農地の紛争を解決するため、農業委員会による和解の仲介を利用したい

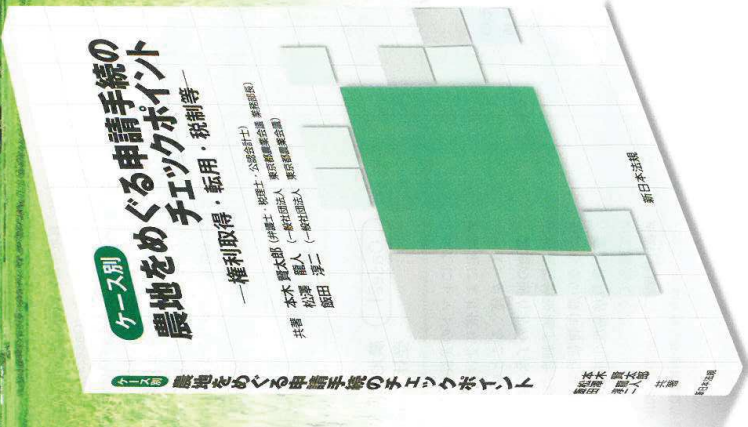
内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

ケース別

農地をめぐる申請手続のチェックポイント

— 権利取得・転用・税制等 —

共著 本木 賢太郎 (弁護士・税理士・公認会計士) 他



相続税納税猶予制度の適用を受けて相続税の申告をするときは？

市民農園を開設するときの留意点は？

農作物栽培高度化施設を設置する際の手続は？

農地をめぐる煩雑な手続の手助けに！

- ◆ ケースごとに、申請前後のチェック事項や実務上のポイントを解説しています。
- ◆ 農地法を始めとする関係法令のほか、農地利用に必要な税法の手続を幅広く取り上げ、関連する書式を豊富に掲載しています。
- ◆ 農地制度に精通した専門家による、信頼できる確かな内容です。

B5判・総頁306頁

本体価格3,800円＋税
送料別買

webショップ

<https://www.sn-hoki.co.jp/>

0120-089-339

受付時間 8:30~17:00(土・日・祭日を除く)

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

電子書籍も発売!!

〈電子版〉
本体価格3,500円＋税

iPhone/iPad Android 端末 でご利用いただけます。
iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリをダウンロードしてご利用ください。パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。なお、Android/バージョン9.0の端末では閲覧いただくことはできません。



【参考書式】
○市民農園用地として貸し付けた生産緑地における農作業等従事計画

〇〇市長 様
〇〇市農業委員会 様
市民農園用地として貸し付けた生産緑地地区における農作業等従事計画
住所 〇〇〇〇市〇〇〇〇町〇〇
氏名 〇〇〇〇 印
各和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

市民農園用地として貸し付けた生産緑地地区における農作業等の業務に従事する計画は下記のとおりです。

1. 市民農園利用者に栽培技術・農作物等の助言

Case11 農地所有適格法人を設立し、農地の所有権を取得したい

農家の仲間同士で法人を設立して、自分や仲間が所有する一部の農地をその法人に所有権移転し、法人による農業経営を展開したいと考えています。農地の所有権を取得できる法人は農地所有適格法人だけなのですが、どのような法人を設立し、どのように農地の所有権移転の手続きを進めたいでしょうか。

- ◆チェック
- 法人として農地を所有するのか
 - 設立する法人は、農地法に規定する農地所有適格法人の要件を満たしているか
 - 設立する法人は、農地の所有権取得の要件を満たしているか

解説
1 法人として農地を所有するのか

POINT
農地の所有権を取得できる法人は原則農地所有適格法人のみですが、法人による農地の権利取得が資本金のみという点であれば、設立する法人は農地所有適格法人である必要はありません。(農地所有適格法人の要件を満たす必要はありません。)

Case30 特定生産緑地の指定を受けたい

平成4年に指定を受けた生産緑地を所有しています。2022年には指定告示より30年を迎え、いつでも生産緑地の買取申請ができるようになりませんが、相続税納税猶予制度の適用を受けています。特定生産緑地の指定を受けるメリットと留意点、指定の手続等を教えてください。

【背景 (2022年問題)】
平成3年11月1日現在で三大都市圏の特定市の市街化区域の農地は、平成4年に生産緑地に指定するか、指定しないかのどちらかを選択しなくてはならないことになりました。

生産緑地の指定を受けると、固定資産税等が農地評価になるなど税制のメリットが受けられる一方で、農地転用等の制限が課せられます。これらの制限を解除するためには、市町村長へ生産緑地の買取申請を行う必要がありますが、買取申請には事由が必要で、その事由の一つとして、指定告示より30年を経過することがあります (Case29参照)。

2022年には、全国生産緑地の約8割が指定告示より一斉に30年を迎え、買取申請が可能になることから、2022年問題といわれています。国土交通省は、2022年問題の対応として、生産緑地法の一部改正を施行し、生産緑地の指定告示から30年が経過する前に、買取申請ができる期間を所有者等々の申請により10年延長する特定生産緑地制度が2018年4月1日に施行されました。

Case21 農地転用に当たらない農作物栽培高度化施設を借り受けている農地に設置したい

新たにトマトの養液栽培に取り組みするため、農業経営基盤強化促進法の利用権の設定により借り受けしている農地に、コンクリート敷きの農業用施設 (農業用ハウス) を建てることを考えています。

農地の所有者の了承を得たのですが、所有者からは、将来、当該農地の相続人が相続税納税猶予制度の適用を受けられるよう、その農業用施設を農地転用に当たらない農作物栽培高度化施設 (※) とするよう依頼されました。農作物栽培高度化施設の要件と、設置するに当たっての農地法上の手続きについて教えてください。

※農作物栽培高度化施設は、2018年11月18日の農地法の一部改正の施行により規定された農地として取り扱う農業用施設等をいいます。

- ◆チェック
- 農業用施設を設置する土地の現況は農地であるか
 - 農作物栽培高度化施設設置の要件を満たすか
 - 借り受けている農地に設置する場合、農地の権利者の同意を得ているか
 - 農作物栽培高度化施設での営農計画は作成しているか
 - 受理通知書交付前に設置行為に着手しないこと
 - 施設を設置したときには、農作物栽培高度化施設であることの標識を設置する
 - 設置した施設で農作物の栽培が行われない等のときは違反応用の扱いとなる

解説

1 特定生産緑地の指定を受けるメリットとは
POINT
特定生産緑地の指定を受けないと、いつでも買取申請が可能となる一方で、固定資産税等の税制上のメリットが受けられなくなります。

特定生産緑地の指定を受けないと、固定資産税と都市計画税が5年をかけて上昇し、最終的に生産緑地の指定を受けていない特定市の市街化区域の農地と同様の課税評価となります (地方税法附則1902)。加えて、平成3年1月1日現在で三大都市圏の特定市の市街化区域の農地では、新たに相続税納税猶予制度の適用を受けることができなくなります (適用中の制度の適用は継続します)。(相続7006・700624)。

特に、相続税納税猶予制度は営農を継続することを前提に適用を受けていると想定されますので、同制度適用農地については、特定生産緑地の指定を受けることが賢明であると考えます。

2 特定生産緑地は生産緑地の指定告示より30年を経過すると指定することはできない
POINT
特定生産緑地は指定告示より30年を経過すると、指定することができません。特定生産緑地制度のみならず、原則、従来の生産緑地 (期間=30年) の指定を再度受けて税の控除を適用することはできません。

特定生産緑地は、指定告示より30年 (申出基準日と見なされます) を経過すると指定することができません (生産緑地10の23)。
なお、特定生産緑地の指定を受け30年を経過した場合、当初の指定を受けている

Case23 市が開設する市民農園の用地として畑を貸したい

自分が所有をし耕作している市街化区域の畑を市に市民農園の用地として貸すことにしました。留意することはありますか。

- ◆チェック
- 農地は生産緑地に指定されていないか
 - 農地は相続税等納税猶予制度の適用を受けていないか

解説
1 農地は生産緑地に指定されていないか
POINT
生産緑地に市民農園を開設するときは、所有者が当該市民農園に隣接する農作業等に一定程度従事することが望ましいとされています。

市民農園の用地として貸借する農地が生産緑地の指定を受けているときには、相続時に備え、当該生産緑地で農地所有者が一定程度の農作業に従事することが望まれます。そのため、開設主体である市町村及び農業委員会に農作業等の従事計画 (参考書式) 市民農園用地として貸し付けた生産緑地における農作業等従事計画 (参照) を提出